

かすみがうら市消費生活センター

くらしのほっと通信

個人×事業者
のトラブルは、どんな
ことでも
消費生活センターへ！



ほっとクン

かすみがうら市消費生活センターでは市内在住の方を対象に、商品やサービスの契約・解約のトラブル、商品の危険・安全性、多重債務など、消費生活に関する相談を受け付けています。

また、市民の皆様からの情報提供もお願いしています。

成人になると巻き込まれやすくなる消費者トラブル

(あれも・これも契約?! 知ってますか?)

成人になると未成年者のような保護はありません。
社会経験が乏しい若者を狙い撃ちする悪質業者による
トラブルは契約額も高くなりがちです。



間もなく！ひとり立ちする若者に「アドバイス」!!

- ① 契約責任を負う成人であることを自覚し、安易な気持ちで契約しない。
- ② 簡単に大金を得ることは通常ありえない。うまい話には飛びつかない。
- ③ きっぱり断ることも勇気！
「今日ならば安くなる」などと言われてもその場で契約しない。
- ④ クレジット契約の利用・借金は慎重に。
- ⑤ 業者とのトラブル・・・自分で抱え込まず、早めの相談が肝心です。



*暮らしに役立つ情報が満載「2017年版 くらしの豆知識」を各施設に配置しました。
消費生活に活用していただけるようご自由におもちください。(在庫限り)

消費者ほっとライン188のご案内

「センターに連絡したいが、今日は休みだ」、そのような時は **188** へ、
開所しているセンターにつながります。それ以外は下記にご連絡ください。

かすみがうら市消費生活相談のご案内

消費生活センター

- 所在地**
- 本所 かすみがうら市役所霞ヶ浦庁舎内 (大和田 562)
 - 出張相談所 勤労青少年ホーム内 (稲吉 2-6-25)
- 相談日**
- 本所相談日 月・火・木・金
 - 出張相談日 水・木・金 (不在の場合もあります)
(祝日・年末年始を除く)
- 相談時間** 午前9時から正午 午後1時から午後4時まで
- 電話** 0299-59-2111・029-897-1111 (どちらでも可)
※来所される方は、事前に電話にてご連絡くださいますようお願いいたします。

休館日の情報は電話や
ホームページでもご確認できます。

かすみがうら市消費生活センター

消費者ホットライン

「188」でも相談先の案内を行っています。(年末年始を除く)

衣類等の洗濯表示（取扱い表示）が変わります

洗濯表示が国内外で統一されることにより海外での衣類等の購入品の取り扱いを円滑に行えるよう、家庭用品品質表示法に基づく繊維製品品質表示規程が改正され平成28年12月1日から施行されました（新JIS表示）。当面店頭では新旧の洗濯表示の製品が混在するものと考えられています。覚えて上手に洗濯しましょう！！



新しい「洗濯表示」のポイント

「基本記号」と、「付加記号」や「数字」の組合せで構成されます。

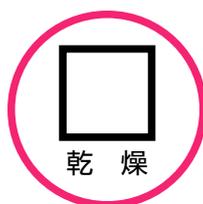
5つの基本記号



家庭洗濯



漂白



乾燥



アイロン



クリーニング

*上記の順に表示されます。

付加記号と数字 文字ではなく、記号と数字で強さや温度、禁止を表わします。

強さ

(基本記号の下に付加)

線なし 通常の強さ
— 弱い
== 非常に弱い

「線(—)」が増えるほど作用は弱くなります。

【例】

温度

(基本記号の中に付加)

記号 「・」 「・・」 「・・・」
低 → 高

タンブル乾燥やアイロンの温度は「点(・)」で表します。数が増えるほど温度は高くなります。

【例】

禁止

×

基本記号と組み合わせ、禁止を表します。

【例】

さらによく知りたい方は

新しい洗濯

検索